

三重県剣道連盟級位・段位・称号の審査等に関する規則

第1章 総則

〔趣旨〕

第1条 三重県剣道連盟（以下「三剣連」という。）の行う級位・段位の審査及び段位・称号の推薦等について、全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）剣道称号・段位審査規則・細則及び実施要領によるもののほか、この規則による。

〔審査員選考委員会〕

第2条 会長は、全剣連剣道称号・段位審査規則第3条及び細則第3条に基づき審査員選考委員会を設置する。

2 審査員選考委員会は、当分の間、段位審査員については審判・審査部会に、称号の推薦については常任理事会に委任する。

〔審査対象〕

第3条 この規則の審査等は、三剣連の会員に対して行う。

2 全剣連以外の団体の級位・段位・称号の受有者は、三剣連の審査を受審することができない。

第2章 級位及び段位の審査

〔審査機関〕

第4条 三級から一級までの審査は、三剣連が加盟支部に委任して行う。四級以下七級までの審査については、加盟支部がこれを定めて行うことができる。

2 初段から五段の審査は、三剣連がこれを行う。

3 その他の機関が行う審査は、この規則に基づき実施する。

〔受審資格〕

第5条 級位・段位の審査は、全剣連剣道称号・段位審査規則第17条第1項によるもののほか次による。

(1) 三級及び二級 加盟支部の定めるところによる（前級合格後90日以上経過）

(2) 一級 小学校五年生以上（二級合格後90日以上経過）

(3) 初段 満年齢13歳以上（一級合格後90日以上経過）

（基準日は審査日の当日とする。）

- 2 前項の受審資格を未確認のまま受審し合格した場合は、審査終了後三ヶ月以内に当該内容の証明をしない限り、合格を取り消す。
- 3 段位を受審する場合は、前段位の取得が未確認のままでは受審できない。

〔審査料及び登録料〕

第6条 審査料及び登録料は、別記の「審査料・登録料一覧表」に定める。

〔級位審査の審査員数〕

- 第7条 三級から一級の審査会は、支部長が委嘱した五段以上の審査員三名又は五名をもって構成し、過半数以上の同意により合格とする。
- 2 四級以下の審査については、加盟支部がこれを定める。

〔級位審査の方法〕

第8条 三級から一級の審査は、「実技」及び「木刀による剣道基本技稽古法」により行う。

〔級位審査の証書発行〕

- 第9条 支部長は、一級から三級の合格者を指定の様式により、会長に証書の発行を申請する。
- 2 支部長の申請に基づき、会長は一級から三級の合格者に対して、証書を発行する。

〔段位審査の審査員及び員数〕

- 第10条 段位の審査は、会長の委嘱した審査員により行い、次の審査員数にて実施する。
- (1) 三段以下の審査会は、登録審査員五名により実施する。
 - (2) 四・五段の審査会は、登録審査員六名により実施する。
 - (3) 審査員の中から各審査会場に審査主任1名を置き、審査主任は、会長が任命する。

〔審査委員長〕

- 第11条 段位審査会に全剣連剣道称号・段位審査規則第5条に基づき、審査委員長を置く。
- 2 審査委員長は、会長が任命する。
 - 3 審査委員長は、審査会を掌理し、全剣連剣道称号・段位審査規則第5条に基づき審査事務を指揮監督する。
 - 4 審査委員長の任務は、全剣連剣道称号・段位審査規則第5条による。
 - 5 審査委員長の任務は、本規則及び実施要領の遵守について掌握する。
 - 6 審査委員長は、審査会終了後、その結果を会長に報告しなければならない。

〔規則適用の例外〕

第12条 会長は、三級から一級及び段位審査会開催にあたり、この規則の適用が困難な場合

には、その一部を変更することができる。

〔申請手続き〕

第13条 初段から八段位及び称号を受審しようとする者は、指定の審査申込書に審査料を添えて、所属支部を經由して申し込む。

2 六段から八段位及び錬士・教士の称号を受審しようとする者は、全剣連及び三剣連が主催又は共催する講習会及び稽古会を2回以上受講・参加（有効期間1年間）した者でなければならない。

3 錬士・教士の称号を受審する者で、社会体育指導員中級・上級の資格受有者は、全剣連剣道称号・段位審査実施要領に基づく。

〔特段事由の申請手続き〕

第14条 全剣連剣道称号・段位審査規則第17条第2項第1号・2号を受審しようとする者は、審査料を添えて三剣連の定めた期日までに所属支部を經由して会長に申請する。

附則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成23年4月1日 一部改正
- 3 平成24年4月1日 一部改正
- 4 平成29年6月1日 一部改正

別記（第6条関係）

審査料・登録料一覧表

称号・段位・級位	入会金	審査料	登録料	合計
範士	(5,000)		106,000	106,000
教士	(5,000)	22,000	60,000	82,000
錬士	(5,000)	19,000	50,000	69,000
八段	(5,000)	20,000	67,000	87,000
七段	(5,000)	19,000	48,000	67,000
六段	(5,000)	18,000	37,000	55,000
五段	(5,000)	16,000	20,000	36,000
四段	(5,000)	15,000	14,000	29,000
三段	(5,000)	8,000	13,000	21,000
二段	(5,000)	7,000	9,000	16,000
初段	(5,000)	6,000	7,000	13,000
1級	5,000	2,000	2,000	9,000
2級以下		1,500	1,500	3,000

※ 審査日前日に満70歳以上の者は、登録料を1/2とする。

※ 初段から五段までの再受審については、審査料を3,000円とし、登録料は本規則審査料登録料一覧表のとおりとする。